

高校教育の再編整備と総合選択制

小川 洋 (聖学院大学)

1. はじめに

高校進学率が80%を超えた直後の昭和46年、中央教育審議会答申(四六答申)は、高等学校について「生徒の能力・適性・希望などの多様な分化に応じ、…教育内容について適切な多様化を行うこと」が必要だとし、とくに多くの生徒が履修する普通科の課題についても言及した。

その具体化の条件と方法が示されたのは、昭和53年告示の高等学校学習指導要領と、昭和53年の都道府県教育長協議会報告によってである。後者では新構想の高校が提言された。「集合型選択制高校」は、「特色ある教育課程を編成するなどにより個性化を図り」、「選択制の実質的な拡大を図る」高校として示された。総合選択制高校はここから具体化していった。

2. 総合選択制高校の具体化

最初の試みは、昭和55年に千葉県による3校一体設置型の学年24クラスの普通科高校であり、昭和58年には、神奈川県が相模原市に開設した2校で計16クラスの高校であった。翌年、埼玉県が大宮市(現・さいたま市)に隣接する伊奈町に24クラスの伊奈学園総合高校を開設した。首都圏以外では、集合型ではないが岩手県と岡山県で、それぞれ県庁所在地などの地域に、地方としては大型の学年10クラス規模の選択制高校が開設された。

首都圏で集合型選択制の理念による大規模校が開設された理由は第一に、毎年10校近くの高校を新設していた教育委員会にとって、収容数の拡大を効率的に達成できることがあげられる。第二に、各県ともそれまでに新設した普通科高校の多くが中退者の増加などの問題を抱えるようになっていたことがある。第三に、当時の各教育委員会の事務局には、年齢的に新制高校発足直後の高校を経験したスタッフが多かったことである。彼らは新制高校の理念であった総合制や選択制について経験的に理解していた。

3. 15歳人口減少期と総合選択制の対応

1980年代はいずれの教育委員会にとっても急減期対策を見通す時期でもあった。選択科目の縮

小につながるため定員の大幅な削減は避ける必要があった。千葉県では平成8年に幕張3校に隣接する敷地に新しい校舎が建設され、幕張総合高校に発展的に解消する形で3校は閉校となった。埼玉県の伊奈学園総合高校は、6つの校舎のうちのひとつを併設中学校に充てることによって、高校の募集定員を縮小した。神奈川県の弥栄東西2校は平成20年度に統合し、従来の校舎を利用して国際科、芸術科、スポーツ科学科、理数科からなる単位制専門学科の高校として再出発している。

4. 新たな総合選択制の類型

文部科学省の調査などに対して、総合選択制をとっている、と回答する高校は少なくない。そのいくつかは新制高校への移行期に、旧制中学あるいは高等女学校と実業学校あるいは実業学校間の統合によって総合制高校として開設され、基本的にそのまま継続している学校である。その他、近年の再編・整備計画に現れる「総合選択制」の使われ方は多様であるが、おおよそ次の3つの類型に分類できる。

1) 職業系専門学科の総合選択制

職業系専門学科の統合による総合選択制高校では青森県の弘前実業高校がひとつの典型である。弘前実業高校は2008年には藤崎園芸高校を統合して6学科からなる学年8クラスの専門高校となった。各学科の提供する専門科目の他、英語あるいは小論文などの普通科目から、すべての学科の生徒が学科を越えて選択可能となっている。鳥取県では小規模な専門高校を統廃合して学年5クラス程度の規模の3校にまとめ、それぞれを総合選択制として開設している。徳島県や大分県でも同様の再編が行われている。

2) 普通科と専門科の統合による選択制

新制高校発足時に旧制学校の統合により総合制として開校した高校が、高校進学率の上昇期に分離・独立し、また改めて再統合する例がみられる。その際に、学科を越えた選択履修を可能とするカリキュラムを組む例も少なくない。富山県教育委員会は平成20年に計10校を統合して新たに5校とする計画を発表したが、氷見高校と滑川高

校はその例である。

山形県教育委員会は平成 17 年に統廃合の方針として、同一の学科をもつ高校の統合と異なる学科の統合による総合学科あるいは総合選択制の高校の設置を進めるとした。岐阜県教育委員会は平成 13 年の報告書で「ぎふ総合型選択制高校」として、普通科と専門学科を併設し学科間の枠を超えた選択履修を可能とする学校の設置を提案した。愛知県や福岡県、大分県あるいは鹿児島県などでも同様の再編が行われている。

3) 普通科の総合選択制

福岡県などでは普通高校間の統合によって生まれた大規模校にコースを設定し、横断的な選択科目を導入しているケースもある。また徳島県では県庁所在地に普通科を新設した際、これを総合選択制としている。

5. 統合における総合選択制採用の評価

総合選択制を取り入れる目的としては、いずれの教育委員会も生徒の興味・関心あるいは進路希望に応じた学習を可能にすることを挙げている。しかし、大部分のケースで、選択幅は学年で 2 科目 4 単位程度、2,3 年次で計 8 単位程度であり、柔軟な履修というほどの仕組みにはなっていない。しかし、統合によって発足した高校は新しい教育目標を再設定する中で、地域の教育への要請なども視野に入れた選択制を含むカリキュラムの工夫がなされている。また複数学科間の統合によって成立した高校にとって、学科横断的な選択科目の設定は、生徒のみならず教員に新しい学校への帰属感をもたせる効果なども期待される。

6. 大阪府の普通科総合選択制高校の事例

大阪府は、普通科の大規模な統廃合に総合選択制を採り入れた改革を進めている。多数の普通科高校を「普通科総合選択制高校」に指定し、ひとつのグループとして制度的、財政的にも支援して特色づくりを促進する体制をとっている。該当の 19 校は別紙資料のとおり。

平成 11 年に発表された「教育改革プログラム」において、平成 20 年までの 10 年間に 155 校ある全日制府立高校を統廃合して 135 校とし、その過程で各校の特色づくりを進めるとした。その方法のひとつとして普通科総合選択制高校が設定された。対象となった大部分の高校は 1970 年代以降、とくに 1980 年代の急増期に新增設された普通科高校で、新設校同士の統合である。

普通科総合選択制高校では、「エリア」という

仕組みを採用している。エリアでは生徒の興味・関心に対応したテーマに関係する科目を 8~12 単位指定している。エリア科目は多くの場合、学校設定教科・科目であり、各学校がそれぞれ独自に開発している。

平成 20 年の報告では改革の効果として、①入学志願率の上昇、②基礎学力重視と選択幅の拡大、③学校行事の活性化、④部活動の活性化、⑤中退率の低下、⑥大学進学率の上昇および進路未定者の半減の 6 項目をあげた。しかし 2012 年の報告では、平成 20-22 年に 1.5 倍程度であった志願倍率は平成 23 年度以降、他の普通科高校の平均を下回るようになり、中退率の低下を除けば、改善はあまりみられない。この間、入試改革と私立高校への学費助成が進められたことが最大の理由である。普通科総合選択制高校については、「総合学科や普通科専門コース設置校などへの改編を順次進める」とされ、5 年後には発展的に解消されることになっている。

7. 今後の展望

後期中等教育がすべての国民に開かれたものになったのは、先進国においても比較的新しい現象である。日本では中等教育の前期と後期の間に「選抜」を設定しているため、高校教育は学校単位で「多様化」せざるをえなかった。多様な高校は大学進学の実績や就職実績（地域産業との結びつきなど）のアウトプットの評価によって序列化されざるをえない。高校進学率の上昇に応じて新增設された高校は、その序列のなかに位置づけられていった。高校の特色化の必要が強調されたが、特色化された高校も従来の序列のなかに位置づけられる結果となった。1980 年代に開設された総合選択制高校は基本的に大学受験科目の多様性への対応となり、各校とも進学校としての地位を確立している。

2000 年代の再編整備期に入ってから、専門高校を含む多くの高校で、あるいは大阪府などの普通科高校で、総合選択制を採用して学力的に中下位の生徒層を対象にした新しいカリキュラムの開発努力がなされている。単なる進学向け普通科目と就職向けの専門科目の選択に留まらず、生徒の興味関心に対応したもの、あるいは地域産業に有用な人材を育てるためのカリキュラム開発を試みている高校も少なくない。総合選択制は高校教育の再編整備の進められるなかで、新しい課題への対応方法として異なる役割を果たす仕組みとして改めて利用されている。